

ロシア連邦大統領令

連邦所有下にある資産の売却に関するいくつかの特異事項について

アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関によるロシア連邦市民およびロシアの法人に対する制限措置の導入に向けられた非友好的で国際法に反する行動に関連し、ロシア連邦の国益を守るため、2010年12月28日付第390-FZ号「安全について」および2018年6月4日付第127-FZ号「アメリカ合衆国およびその他の外国国家の非友好的行動に対する対応（対抗）措置について」にしたがい、以下を決定する：

1. ロシア連邦大統領の決定に定められている場合には、ロシア連邦の防衛能力および安全を確保するために、連邦所有下にある資産（以下、連邦資産）の売却を、以下の特異事項を踏まえたうえで行うことができる：

a) 連邦資産市場価格の決定および当該市場価格評価報告書の作成は、1998年7月29日付連邦法第135-FZ号「ロシア連邦における評価業務について」の要求を満たしている自然人および（または）法人による連邦資産評価契約締結日から10労働日以内に実施される。本令のために連邦資産評価を実施する権利を有する自然人および（または）法人のリストは、ロシア連邦政府によって承認される；

b) 連邦資産に対する権利の登録、計上および譲渡の期日を早めることを含め、当該権利の登録、計上および譲渡実施の特別な手順が適用される；

c) 公開株式会社「バンクPSB」は、ロシア連邦の代理として、民営化される連邦資産の売却を手配し、当該資産の売手の役割を果たす。

2. 本令第1項に掲げるロシア連邦大統領の決定により、民営化について、株式会社について、有限責任会社について、有価証券市場について、銀行および銀行業務について、競争の保護についてを含め、ロシア連邦の法律適用に関する特異事項を定めることができる。

3. 本令は、それが公布された日を以て発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2025年9月30日

第693号